



沖縄総合事務局における 港湾・空港工事に関する入札・契約の概要 (総合評価落札方式について)

令和2年4月
沖縄総合事務局

開発建設部 港湾空港品質確保室

◎R2年度の入札・契約方式（総合評価落札方式）の変更概要

1. 作業船の評価について①	3
2. 作業船の評価について②	4
3. i-Construction大賞の評価について	5
4. 海洋・港湾構造物設計士の評価について	5
5. 新たな取り組みの実施に伴う配点の見直しについて	6

◎R2年度の入札・契約方式（総合評価落札方式）の概要

【H31年度からの継続事項】

6. 工事における若手技術者の技術の習得機会の拡大	8
7. 下請け施工実績の容認	9
8. 主任（監理）技術者の配置変更等について	11

◎技術資料提出にあたっての留意事項

9. 技術提案（施工計画）提出にあたっての留意事項	14
10. 競争参加資格に関する欠格事例 (H29年度～H31年度)	18
11. 総合評価落札方式における無評価事例 (H29年度～H31年度)	19

R2年度の入札・契約方式（総合評価落札方式） 変更概要

1. 作業船の評価について①

－災害時に活用できる作業船保有の評価【WTO対象工事を除く工事】(一部変更:青字)

■概要

- ・大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業等に作業船の保有・維持は必要不可欠であるため、作業船保有業者の受注機会確保に向け、作業船を使用しない工事においても、作業船を保有している企業を評価する。

■評価方法

- ・参加者が作業船を保有する場合に評価を行う。
- ・対象工事は、工事種別が港湾土木工事または港湾等浚渫工事のものとする。
- ・対象とする作業船は、下記の主作業船一覧表のとおり。
- ・共同保有である場合、発注タイプ毎に配点される点数に対して企業の保有持ち分比率に応じた点数を加点する。
- ・証明資料として、「災害協定」、「登記簿」、「社会保険証券」または「共同保有契約書」等の提出を求める。

○企業の保有持ち分比率に応じた点数

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| 1位 保有比率50%以上又は保険支払比率50%以上 | 配点*1.0 |
| 2位 保有比率20%以上50%未満又は保険支払比率20%以上50%未満 | 配点*1/2 |
| 3位 保有比率20%未満又は保険支払比率20%未満 | 0点 |

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

(出典) 港湾請負工事積算基準 2-1-(16) 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」
のうち、主作業船を抜粋

2. 作業船の評価について②

一 環境性能の高い作業船評価 【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】(一部変更:青字)

■概要

作業船の維持、性能向上を図るため、企業の作業船の新造及び環境性能を評価する。

■評価方法

◆「環境性能の高い新造作業船の使用の有無」の評価

- ・平成22年7月以降に参加者が自ら新造した環境性能の高い新造作業船を工事で使用する場合に評価を行う。
- ・発注タイプ毎に配点される点数に対して、新造のみに関わる企業の出資比率に応じた点数を加点する。
- ・加点期間は、新造後15年間とする。
- ・証明資料として、「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等を求める。

◆「環境性能の高い作業船の使用の有無」の評価

- ・環境性能の高い作業船を工事で使用する場合に評価を行う。
- ・発注タイプ毎に配点される点数に対して、「中古船の買収」及び「窒素酸化物排出量に係る放出基準を満たしている原動機への代替え」のみに関わる企業の出資比率に応じた点数を加点する。
- ・加点期間は中古船の建造後15年間とするが、建造後に環境性能の高い原動機へ代替えを行っている場合は、代替え後15年とする。
- ・証明資料として、「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等を求める。

○企業の出資比率に応じた点数

1位 出資比率50%以上	配点
2位 出資比率20%以上50%未満	配点*1/2
3位 出資比率20%未満	0点

〈参考〉海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正(平成22年7月施行)

3. i-Construction大賞の評価【WTO対象工事を除く工事】(新規)

■概要

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を図るため、i-Construction大賞に関して評価する。

■評価方法

◆ i-Construction大賞の評価

- ・総合評価落札方式における評価項目「企業の能力等」で評価を行う。
- ・評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。
- ・証明資料として表彰(写)で確認する。

4. 海洋・港湾構造物設計士の評価【WTO対象工事を除く工事】(新規)

■概要

建設業における担い手育成等の推進を図るため、海洋・港湾構造物設計士に関して評価する。

■評価方法

◆海洋・港湾構造物設計士の評価

- ・総合評価落札方式における評価項目「技術者の能力等」で評価を行う。
- ・対象工事は、工事種別が港湾土木工事または港湾等浚渫工事のものとする。
- ・評価対象は、配置予定監理技術者(技術指導者含む)とする。
- ・証明資料として合格証(写)で確認する。

5. 新たな取り組みの実施に伴う配点の見直しについて

企業の能力

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	
優良工事表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無(同一工種)	2.0	2.0	1.0	1.0	–	–	1.0	1.0	i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)又は局長表彰の実績あり
		1.0	1.0	0.5	0.5	–	–	0.5	0.5	事務所長表彰の実績あり
		0.0	0.0	0.0	0.0	–	–	0.0	0.0	なし

技術者の能力

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	
配置予定技術者 の資格	主任(監理)技術者の保有する資格 ※資格要件以外に保有する資格	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	海上工事施工管理技術者 又は海洋・港湾構造物設計士(海上工事)(港湾土木、港湾等浚渫)、空港工事施工管理技術者(制限区域内工事のみ)
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	なし

地域精通度・貢献度

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	配点(R2d)	配点(R1d)	
災害時に活用できる 作業船の保有の有無	災害時に活用できる申請企業が保有する 作業船の有無	–	1.0	–	0.5	–	0.5	–	0.8	自社保有船又は共同保有船で主要な作業船の保有あり(※1)
		1.0	0.5	0.5	0.3	0.5	0.3	0.8	0.4	自社保有船又は共同保有船で作業船の保有有り(※1)
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	保有なし
環境性能の高い 作業船の使用の 有無	新造作業船または作業船の使用の有無 (環境性能の高い主要な作業船に限る)	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	0.8	自社保有船又は共同保有船で新造作業船の使用あり(※2)
		0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	自社保有船又は共同保有船で環境性能の高い作業船の使用あり(※3)
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	使用なし

※1 共同保有船の場合は、企業の保有持ち分比率を乗じた点数を加点する。(小数点以下第2位で切り上げ)に応じて加点する。

1位 出資比率50%以上 : 配点*1.0

2位 出資比率20%以上50%未満 : 配点*1/2 (小数2位切り上げ)

3位 出資比率20%未満 : 0点

※2 新造のみに限る企業の出資比率を乗じた点数を加点する。(小数点以下第2位で切り上げ)に応じて加点する。

1位 出資比率50%以上 : 配点*1.0

2位 出資比率20%以上50%未満 : 配点*1/2 (小数2位切り上げ)

3位 出資比率20%未満 : 0点

※3 「中古船の買収」及び「窒素酸化物排出量に係る放出基準を満たしている原動機への代替え」のみに限る企業の出資比率を乗じた点数を加点する。(小数点以下第2位で切り上げ)に応じて加点する。

1位 出資比率50%以上 : 配点*1.0

2位 出資比率20%以上50%未満 : 配点*1/2 (小数2位切り上げ)

3位 出資比率20%未満 : 0点

R2年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の 概要【H31年度からの継続事項】

R2年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

6. 工事における若手技術者の技術の習得機会の拡大【全工事】(競争参加者が選択)〈継続〉

若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり、登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。技術指導者の配置の有無に問わらず若手技術者を配置した際は、工事成績評定で評価を行い、平成29年度までに実施していた総合評価による加点は行わない。

■総合評価落札方式の評価方法

①工事難易度 I～IIIで予定価格3.0億円未満の場合

配置技術者：若手主任(監理)技術者 + 技術指導者(非専任※)

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(非専任※)の実績で評価

※別件工事で専任配置していないことを条件として、技術指導者(非専任)は、最大で工事3件まで登録可能とするが、工事内容等より専任とする場合がある。

②工事難易度 IV～VIまたは予定価格3.0億円以上の場合

配置技術者：若手主任(監理)技術者 + 技術指導者(専任)

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(専任)の実績で評価

■技術者の要件

①技術指導者

・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。

・別件工事で専任配置されていないこと。

・定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと(1回／週程度)

・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※

・技術指導者(非専任)は発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

②若手主任(監理)技術者

・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。

・工事の公示日が含まれる年度の当初(4月1日)において、満40歳未満の者であること。

7. 下請け施工実績の容認【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】(継続)

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

(下請け実績を認める場合)

会社の元請け実績として、発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」がない場合において、以下のすべての条件を満たす場合、企業と配置予定監理技術者の一次下請け実績を「同種工事の施工実績」として認める。

- ・企業の同種実績として、沖縄総合事務局発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること。
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと。

※主作業船は発注工事ごとに次ページの主作業船一覧表から選択して設定する。

(下請け実績の確認資料)

■企業の同種実績の確認資料……一次下請実績が確認できる資料

- ・指定様式
- ・施工体制台帳、下請け契約書 等

■配置予定技術者の同種実績の確認資料……一次下請の主任技術者として配置された実績が確認できる資料

- ・指定様式
- ・施工体制台帳 等

■主作業船の保有、使用実績確認

- ・所有者を確認するため、登記簿、海上保険証券、納税証明書 等
- ・使用実績を確認するため、同種工事の施工計画書 等

7. 下請け施工実績の容認【WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事】(継続)

主 作 業 船 一 覧 表

下表に示す主作業船のうち本工事で使用される船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

(出典) 港湾請負工事積算基準 2-1-(16) 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」
のうち、主作業船を抜粋

R2年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

8. 主任(監理)技術者の配置変更等について【全工事】(継続)

主任(監理)技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化を目的として、配置予定主任(監理)技術者を複数名の申請(3名まで申請可能)から1名のみとし、契約後の変更を認める。

また、競争参加資格が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求める。

■概要

- ・主任(監理)技術者について申請時は1名のみを申請することとし、複数名の申請を認めない。
- ・契約後の主任(監理)技術者の変更を認める。
- ・競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求める。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

(参考)甲型共同企業体(共同施工方式)

全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金・人員・機械等を拠出し一体となって工事を施工する方式。

■変更申請受け付け期間

- ・変更申請は、変更主任(監理)技術者に係る審査期間の確保のため、契約日から工事着手日の1週間前までとする。
- ・工事着手日は、準備工事(現場事務所等設置や現地測量)の初日をいう。

R2年度の入札・契約方式(総合評価落札方式)の概要

8. 主任(監理)技術者の配置変更等について【全工事】<継続>

■変更主任(監理)技術者の条件

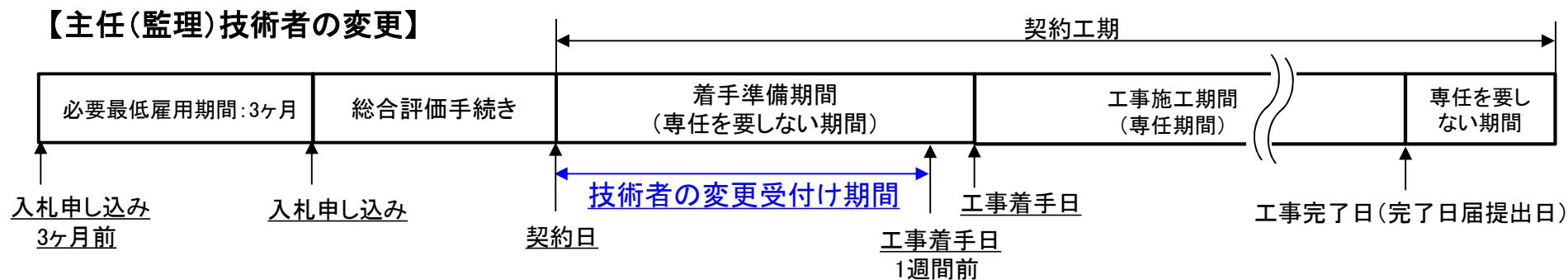
- ・入札申込みの3ヵ月前以前から受注者に雇用されていること。
- ・変更前の主任(監理)技術者と同等以上の技術力が確保されること。
- ・同等以上の技術力とは、技術者の総合評価の評価合計点が同点以上となること。

■変更主任(監理)技術者の条件(若手技術者を登用している場合)

- ・変更前に若手主任(監理)技術者と技術指導者を配置している場合は、主任(監理)技術者は他の若手主任(監理)技術者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。
- ・若手技術者の登用を取り止める場合、主任(監理)技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任(監理)技術者に変更できる。

■監理技術者を変更する際の提出書類

- ・契約日から工事着手日1週間前までに変更主任(監理)技術者の技術力が同等と判断できる下記の書類を提出する。
- ・変更主任(監理)技術者の資格・施工経験・表彰実績など。
- ・受注者における一定の雇用期間(入札申込みの3ヵ月前以前から継続)が確認できる資料。



技術資料提出にあたっての留意事項

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項は以下のとおりとする。なお、留意事項が守られていない場合は「欠格」又は「無評価(0点評価)」となることもあるので、十分注意すること。

■施工上の課題(様式4-2)提出にあたっての留意事項【施工計画重視型、チャレンジ型】

- 1) 提案項目①～提案項目③について、1項目でも指定された課題に対して全く関係のない提案があると判断される場合、又は提案内容に明らかに誤りがあると判断される場合は欠格とする。また、3項目の提案が無い場合も欠格とする。
- 2) 本提案は3項目までとし、それ以上の提案内容は評価しない。
- 3) 1提案項目に複数の提案容の記載があると判断される場合、その提案項目は評価しない。
- 4) 提案項目毎にA4版1ページ以内(図表、写真等含む)、文字は10.5ポイント以上とし、2ページ以降の記述は評価しない。
- 5) 過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。

※施工上の課題の提出について

- ・技術提案は1項目毎に、それぞれA4版1ページ以内の条件となっていることから、提案項目①～提案項目③それぞれ1ページずつ作成すること。(合計で3ページとすること。)

施工上の課題の作成イメージ

提案項目③

1. 施工課題
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

提案項目②

1. 施工課題
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

提案項目③

1. 施工課題
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

■技術提案(様式8-1-1、様式8-1-2)提出にあたっての留意事項(3項目の場合)【技術提案評価型S型】

- 1) 技術提案は1項目毎に、A4版1ページ以内(図表、写真等含む)、文字は10.5ポイント以上とし、2ページ以降は評価しない。
- 2) 技術提案に係る提案内容は3項目までとし、4項目以降の提案内容は評価しない。(提出が無かったものとする。)
- 3) 1項目でも指定された課題に対して全く関係のない提案があると判断される場合、又は提案内容に明らかに誤りがあると判断される場合は欠格とする。また、3項目の提案が無い場合も欠格とする。
- 4) 1つの項目に対し、1つの提案内容を簡潔に記載するものとし、1つの項目の中に複数の提案内容の記載があると判断される場合、その項目は評価しない。
- 5) 過度なコスト負担を要する提案、標準的な施工と同程度と判断できる提案や他機関・他工事との調整が生ずる提案は評価しない。

※技術提案の提出について(3項目の場合)

- ・技術提案は1項目毎に、それぞれA4版1ページ以内の条件となっていることから、技術提案事項1～技術提案事項3について、それぞれ1ページずつ作成すること。(合計で3ページとすること。)

技術提案の作成イメージ

技術提案事項1

1. 技術提案
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

技術提案事項2

1. 技術提案
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

技術提案事項3

1. 技術提案
○○○○○○
2. 具体的な施工計画
○○○○○○
3. 利用条件
○○○○○○

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

■技術提案(施工計画)において評価しない提案について

【施工計画重視型、チャレンジ型及び技術提案評価型S型】

- ・沖縄総合事務局(港湾・空港関係)の発注工事において、H23年8月に国土交通省国土技術政策総合研究所港湾研究部HPにて公表された「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」の他、下記の項目について、評価を行っていない。
- ・なお、H31年度からの技術提案(施工計画)の評価において、過年度に評価した提案であっても、技術の進展等により、当局で「標準的な施工と同程度と判断できる提案」として判断した場合は評価しない。

評価しない技術提案(施工計画)の事例

技術テーマ	評価しない項目	判定
安全対策	吊り荷警報装置の使用	標準的項目
汚濁防止対策	凝集剤・沈降剤の使用	オーバースペック
安全対策	作業船に垂れ幕(横断幕)、工事看板(説明板、案内板、PR看板)を設置	標準的項目
安全対策	熱中症対策	標準的項目
安全対策	AIS情報、船舶出入港情報等の入手	標準的項目
安全対策	クレーン下方監視カメラの使用	標準的項目
安全対策	水深・潜水時間・減圧時間等を計測するシステムによる潜水時間管理	標準的項目

〈参考〉過度な技術提案・施工計画の取り扱い(オーバースペック)

過度な技術提案・施工計画については、H23年8月に国土交通省国土技術政策総合研究所港湾研究部HPにて公表された「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に基づき評価を行うものとする。 <http://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kouwan/sekou/overspec.htm>

9. 技術提案(施工計画)提出にあたっての留意事項

■施工計画(様式4-5)提出にあたっての留意事項【施工能力評価型 I型】

1. 審査方法(可・不可の評価)

- ・施工能力評価型(I型)は、記載された施工計画が適切なものであるかを評価する。
(港湾工事共通仕様書1-1-5施工計画書1.(6)施工方法に関する手順・工法等を評価する)
- ・なお、共通仕様書や特記仕様書による標準案以上の提案を求めているものではない。

2. 記載方法(作成方法)

- (1)本施工計画に記載する項目は、3項目とする。なお、1項目でも欠格要件に該当する場合は競争参加資格を認めない。
- (2)記載内容は、必要に応じて説明図や表等を含めることができるが、全体でA4版2枚以内(説明図や表等を含めて)とすること。なお、3枚目以降は審査対象としない。

3. 評価基準(判断の考え方)

- (1)施工方法の記載内容が、以下に該当する場合は競争参加資格を認めない(欠格とする)
 - ①特記仕様書(図面を含む)において、求めている施工内容や施工条件の変更を伴う場合。
 - ②現地条件等に整合しておらず、工事の品質、安全性・環境の維持等が標準施工案と比較して、あきらかに低下する場合。
 - ③関係法令に違反している場合。
 - ④安全施工指針等に整合していない場合。
 - ⑤指定された課題に対して、全く関係のない内容の場合
 - ⑥未記載や一部記載しているが内容が確認できない場合
 - ⑦未提出の場合(白紙提出も含む)
 - ⑧その他上記①～⑦と同等と判断できる記載内容になっている場合。
- (2)施工方法の記載内容が、「共通仕様書や〇〇施工指針に示された施工方法に従って施工する」など、具体的な施工方法の記載がない場合又は同等と判断される記載内容の場合は競争参加資格を認めない。(欠格とする)

10. 競争参加資格に関する欠格事例(H29年度～H31年度)

H29年度～H31年度における、競争参加資格に関する欠格事例を下記に示す。技術資料の提出にあたっては、十分注意すること。

様式	欠格事例
様式1－2 (競争参加資格確認申請書)	<ul style="list-style-type: none"> 等級が異なっている Cランク社であることを条件としているが、Bランク社が応募している。
様式2－1～様式2－2 (企業の施工実績)	<ul style="list-style-type: none"> 求めた施工実績と要件が異なる 岸壁または物揚場での施工実績を求めたが、護岸の施工実績で申請。 ブロック据付の施工実績を求めたが、ケーソン据付の施工実績で申請。 港湾での施工実績を求めたが、漁港での施工実績で申請。 汚濁防止膜を使用した施工実績を求めたが、汚濁防止枠を使用した施工実績で申請。 求めた施工実績が確認できない 求めた施工実績(〇〇工)が、添付のCORINSで確認出来ず、特記仕様書等の資料が提出されない。 特定JVの代表者以外の構成員について様式2が添付されていない。
様式3－1～様式3－3 (配置予定技術者の施工経験)	<ul style="list-style-type: none"> 求めた施工経験と異なる。 ブロック据付の施工実績を求めたが、ケーソン据付の施工実績で申請。 汚濁防止膜を使用した施工実績を求めたが、汚濁防止枠を使用した施工実績で申請。 求めた施工経験が確認できない 求めた施工実績(〇〇工)が、添付のCORINSで確認出来ず、特記仕様書等の資料が提出されない。 施工期間(従事期間)が確認できない。 コリンズ登録内容で契約工期と従事期間が異なるが、実施工工程表等の従事を証明できるが提出されない。 専任制が確保されていない 別件工事に従事している。
様式4－5 (施工能力評価型Ⅰ型)	<ul style="list-style-type: none"> 3項目全てを記載していない(2項目のみを記載、1項目が未記載) 全体でA4版2枚以内の条件としており、3枚目以降は審査対象としないが、3項目目が3枚目に記載されている。 具体的な施工方法の記載がない場合又は同等と判断される記載内容の場合 特記仕様書のコピーが記載されており、具体的な施工方法の記載がないと判断される。

11. 総合評価落札方式における無評価事例(H29年度～H31年度)

H29年度～H31年度における、総合評価落札方式の無評価事例を下記に示す。技術資料の提出にあたっては、十分注意すること。

様式	評価しなかった事例
様式2-1～様式2-2 (企業の施工実績)	<p>・同種工事の施工実績</p> <p>より同種性の施工実績として申請があつたが、より同種性の施工実績(●●m³以上、●●t/個以上等)が確認できないため同種性として評価。</p> <p>より同種性の施工実績として申請があつたが、より同種性の施工実績(港湾区域内での施工実績)が確認できないため同種性として評価。</p>
様式3-1～様式3-3 (技術者の施工経験)	<p>・同種工事の施工経験</p> <p>より同種性の施工実績として申請があつたが、より同種性の施工実績(●●m³以上、●●t/個以上等)が確認できないため同種性として評価。</p>
様式3-1～様式3-3 (継続教育(CPD))	<p>・継続教育(CPD)の推奨単位以上について</p> <p>技術資料の提出期限日から過去1年間以内に単位が取得されていないため、推奨単位未満(0点)として評価。</p> <p>推奨単位以上「●ユニット／●年等」を満足していないため、推奨単位未満(0点)として評価。</p>
様式5-1 (近隣地域の施工実績)	<p>・近隣地域の施工実績</p> <p>港湾空港工事の施工実績を求めているが、漁港工事の施工実績で申請しているため、実績なし(0点)として評価。</p>
様式7 (優良表彰) (技術者表彰)	<p>・優良表彰</p> <p>企業の表彰年度について、評価対象年度外の実績で申請があつたため、実績なし(0点)として評価。</p> <p>・優良技術者表彰</p> <p>※優良表彰、優良技術者表彰については、例年8月公告以降の案件から評価対象年度を切り替えています。</p>
様式7 (工事成績点)	<p>・企業の過去5年間での工事成績点</p> <p>「企業が申請した点数>当局の取りまとめ資料での点数」→企業の成績点は誤りであったことから当局の取りまとめ資料の点数で評価。</p> <p>・配置予定技術者の工事成績点</p> <p>企業からは実績なしとして申請があつたが、当局の取りまとめ資料では実績が1件ある→企業の申請どおり実績なし(0点)として評価。</p> <p>※工事成績点については、例年6月公告以降の案件から評価対象年度を切り替えています。</p>